

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案（概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に基づき、国際的又は全国的に特に保護を図る必要がある鳥獣を「希少鳥獣」として指定しており、具体的な種については鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第 1 条の 2 で定めています。希少鳥獣に係る捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）は、環境大臣の許可対象となります。

希少鳥獣の指定に当たっての考え方については、法第 3 条第 1 項に基づき定められる「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成 29 年 9 月 21 日付け環境省告示第 69 号）において、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB 又はⅡ類に該当する鳥獣を対象とすることを基本としており、レッドリストの見直しに合わせて対象種を見直すこととしています。

今般、令和 2 年 3 月 27 日付けで公表された環境省レッドリスト 2020 を踏まえて、シベリアイタチ（現和名チョウセンイタチ）の希少鳥獣の指定及びそれに伴う狩猟鳥獣の見直しを行うため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正を行います。

1. 希少鳥獣の指定

長崎県対馬市に生息するシベリアイタチについては、ツシマヤマネコの生息状況の把握を主な目的としたセンサーカメラ調査の結果や、糞等の痕跡による生息確認調査の結果から、近年急激に個体数が減少している事が示唆されたため、環境省レッドリスト 2020 において準絶滅危惧（NT）から絶滅危惧ⅠB 類（EN）へと評価が見直されました。また、和名についてもチョウセンイタチからシベリアイタチに変更されました。

このことからシベリアイタチを希少鳥獣に指定します。

【新規指定案】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	シベリアイタチ（ <i>Mustela sibirica</i> ）（長崎県対馬市に分布する個体に限る）

2. 狩猟鳥獣の見直し

狩猟鳥獣の対象種については、その生息状況等を総合的に勘案して、見直しを行うこととしています。シベリアイタチが希少鳥獣に指定されることに伴い、狩猟鳥獣の指定内容を変更します。

環境省レッドリストの評価対象となっているシベリアイタチは、自然分布域である

長崎県対馬市の個体群のみであるため、長崎県対馬市に分布する個体については狩猟鳥獣の指定を解除します。長崎県対馬市を除く西日本（九州、四国、中国～中部地方）に生息するものは飼育個体に由来する外来鳥獣であることから、対馬以外の地域においては引き続き狩猟鳥獣として扱います。

また、和名についてもチョウセンイタチからシベリアイタチへ変更します。

【現行】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	チョウセンイタチ (<i>Mustela sibirica</i>)

【改正案】

科名	種名（括弧内学名）
イタチ科	<u>シベリアイタチ (<i>Mustela sibirica</i>)</u> <u>（長崎県対馬市に分布する個体を除く）</u>

3. シベリアイタチの捕獲等の禁止の解除

シベリアイタチについては、平成29年9月15日から5年間、長崎県対馬市における狩猟による捕獲等を禁止していますが、狩猟鳥獣の指定の解除に伴い、当該措置を解除します。

【現行】

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
チョウセンイタチ (<i>Mustela sibirica</i>)	長崎県対馬市	平成29年9月15日～ 令和4年9月14日まで

【改正案】

※捕獲等の禁止の解除

4. その他

最新の学問的知見に基づいて、種名の変更を行います。